

事務連絡
平成29年2月24日

一般社団法人 日本機械土工協会
保坂 常務理事 殿

環境省 水・大気環境局
自動車環境対策課長補佐
吉田 潔

『「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」等の改正について（通知）』の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は特定特殊自動車に係る排出ガス抑制にご協力頂き厚くお礼申し上げます。このたび、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」等の改正について、通知を作成しました。ご多忙とは存じますが、貴傘下会員に対して周知して頂きますようお願いいたします。

なお、不明な点等がございましたら、下記連絡先までお願いいたします。

同封の書類

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」等の改正について（通知）
- ・【参考】「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」新旧表

連絡先

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課
電話 03-3581-3351（代表）（内線6525）
担当 吉田



以上

環水大自発第 1702243 号
平成 29 年 2 月 24 日

一般社団法人
日本機械土工協会会長 殿

環境省水・大気環境局
自動車環境対策課長



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」等の改正について(通知)

平素より環境行政に御理解御協力頂きお礼申し上げます。

建設機械・産業機械・農業機械等の特殊自動車のうち、公道を走行しない特殊自動車(いわゆるオフロード特殊自動車)については、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号。以下「オフロード法」という。)により、平成 18 年以降に製作されたものは、基準適合表示等が付されたものでなければ使用してはならない、と規制されているところです。

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 27 年法律第 50 号)によるオフロード法の一部改正が平成 29 年 4 月 1 日から施行されます。

これにより、下記のとおり使用者に対する技術基準適合命令等の事務が都道府県に移譲され、指導監督体制の充実が図られますので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、傘下会員に対し、周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令等について、国から使用現場に近い都道府県へ移譲することで、指導監督体制の充実に資するものとする。

第 2 改正の内容

国の地方支分部局が担ってきた特定特殊自動車の使用者に対する以下の事務を、自治事務として都道府県に移譲する。ただし、報告徴収及び立入検査については、引き続き国も実施することが可能とする。

- ・技術基準適合命令(法第 18 条第 1 項)
- ・指導及び助言(法第 28 条第 2 項)
- ・報告徴収(法第 29 条第 2 項)
- ・立入検査(第 30 条第 2 項)

以上

○	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第一条関係）	1
○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（第二条関係）	3
○	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）（抄）（第三条関係）	4
○	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）（第四条関係）	10
○	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）（第五条関係）	13
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）（第六条関係）	18
○	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）（第七条関係）	20
○	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）（第八条関係）	30
○	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）（抄）（第九条関係）	34
○	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）（第十条関係）	36
○	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（抄）（第十一条関係）	39
○	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）（第十二条関係）	43
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（第十三条関係）	45
○	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）（第十四条関係）	49
○	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）（第十五条関係）	52
○	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（抄）（第十六条関係）	53
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第十七条関係）	54
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（第十八条関係）	57
○	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（抄）（第十九条関係）	58
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第九条関係）	65

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）（附則第十条関係）	72
○ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）（附則第十一条関係）	73
○ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）（附則第十二条関係）	74
○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）（抄）（附則第十三条関係）	75
○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（抄） （附則第十四条関係）	76
○ 景観法（平成十六年法律第一百十号）（抄）（附則第十五条関係）	77
○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）（附則第十六条関係）	78
○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）（抄） （附則第十七条関係）	79
○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 （平成二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十八条関係）	80
○ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）（附則第十九条関係）	82
○ 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）（附則第二十条関係）	85
○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 （平成二十五年法律第八十一号）（抄）（附則第二十一条関係）	86

○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（抄）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条—第三十六条）</p> <p>第六章 罰則（第三十七条—第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（国及び都道府県の責務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 都道府県は、国との連携を図りつつ、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策を推進するよう努めなければならない。</p> <p>（事業者及び使用者の責務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 特定特殊自動車を使用する者は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び都道府県が実施する特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>（技術基準適合命令）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条—第三十三条）</p> <p>第六章 罰則（第三十四条—第四十二条）</p> <p>附則</p> <p>（国の責務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（事業者及び使用者の責務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 特定特殊自動車を使用する者は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国が実施する特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>（技術基準適合命令）</p>

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特定特殊自動車
が技術基準（特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準（第十二条第三項の規定による承認を受けた少数生産車にあつては、同項の基準）をいう。以下同じ。）に適合しない状態になつたと認めるときは、当該特定特殊自動車の使用者に対し、期間を定めて技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、主務省令で定めるところにより、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

(指針)

第二十八条 (略)

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特定特殊自動車を業として使用する者に対し、前項の指針に即して特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについて指導及び助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による指導又は助言をしたときは、主務省令で定めるところにより、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

(報告徴収)

第二十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条第一項の規定による特定原動機の型式の指定を受けた者（次条第一項において「指定事業者」という。）、届出事業者、第十二条第三項の規定による少数生産車の承認を受けた者（次条第一項において「承認事業者

第十八条 主務大臣は、特定特殊自動車技術基準（特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準（第十二条第三項の規定による承認を受けた少数生産車にあつては、同項の基準）をいう。以下同じ。）に適合しない状態になつたと認めるときは、当該特定特殊自動車の使用者に対し、期間を定めて技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。

(新設)

(指針)

第二十八条 (略)

2 主務大臣は、特定特殊自動車を業として使用する者に対し、前項の指針に即して特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについて指導及び助言を行うことができる。

(新設)

(報告徴収及び立入検査)

第二十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条第一項の規定による特定原動機の型式の指定を受けた者（次項において「指定事業者」という。）、届出事業者、第十二条第三項の規定による少数生産車の承認を受けた者（次項において「承認事業者」という。）

「という。」又は特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

2 | 都道府県知事は、第十八条第一項又は前条第二項の規定の施行に必要な限度において、特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

3 | 第一項の規定による報告の徴収（前項の規定により都道府県知事が行うことができることとされるものに限る。）は、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 | 都道府県知事は、第二項の規定により特定特殊自動車の使用者に報告をさせたときは、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

（立入検査）

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

又は特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

2 | 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 | 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 | 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（新設）

2| 都道府県知事は、第十八条第一項又は第二十八条第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3| 第一項の規定による立入検査（前項の規定により都道府県知事が行うことができることとされるものに限る。）は、特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4| 都道府県知事は、第二項の規定による立入検査をしたときは、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

5| 第一項又は第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6| 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（関係都道府県知事に対する通知等）

第三十一条 主務大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、関係都道府県知事に対して、通知その他の情報の提供のために必要な措置を講じなければならない。

一 第十条第四項の規定による公示をしたとき。

二 第十二条第三項の規定による承認をしたとき。

（新設）

三 第十三条の規定による命令をしたとき。

四 第十四条第二項の規定による公示をしたとき。

五 第十五条の規定による公示をしたとき。

六 第十七条第一項ただし書の規定による確認をしたとき。

七 第二十八条第一項の規定による公表をしたとき。

八 第二十九条第一項の規定による報告の徴収（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。

九 前条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。

第三十二条・第三十三条（略）

（主務大臣等）

第三十四条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

- 一 第十八条第二項の規定による報告、第二十九条第一項の規定による報告徴収（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による報告並びに第三十条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による報告に関する事項 環境大臣及び特定特殊自動車を使用する事業を所管する大臣

二 第二十八条第一項の規定による指針の策定及び公表並びに同条第三

第三十条・第三十一条（略）

（主務大臣等）

第三十二条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

- 一 第十八条の規定による命令並びに第二十九条第一項の規定による報告徴収及び同条第二項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）に関する事項 環境大臣及び特定特殊自動車を使用する事業を所管する大臣

二 第二十八条第一項の規定による指針の策定及び公表並びに同条第二

項の規定による報告に関する事項 特定特殊自動車を使用する事業を
所管する大臣

2・3 (略)

(主務大臣と都道府県知事の連携)

第三十五条 主務大臣又は都道府県知事がこの法律に規定する事務を行う
ときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第三十六条 (略)

第六章 罰則

第三十七条～第四十条 (略)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に
処する。

一～四 (略)

五 第十八条第一項の規定による命令に違反した者

六 第二十九条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の

報告をした者

七 第三十条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく
は忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした

者

項の規定による指導及び助言に関する事項 特定特殊自動車を使用す
る事業を所管する大臣

2・3 (略)

(新設)

第三十三条 (略)

第六章 罰則

第三十四条～第三十七条 (略)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に
処する。

一～四 (略)

五 第十八条の規定による命令に違反した者

六 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

者

七 第二十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十二条 (略)

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する特定特殊自動車に関し、第三十七条、第四十条又は第四十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十四条・第四十五条 (略)

第三十九条 (略)

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する特定特殊自動車に関し、第三十四条、第三十七条又は第三十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十一条・第四十二条 (略)